

令和2年度における障害者施設等整備計画案件調査 概要

1 調査対象施設・事業所

(1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設

ア 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護を実施する事業所及び障害者支援施設

イ 居宅介護、共同生活援助、短期入所、相談支援を実施する事業所

(2) 障害児施設

(3) 補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設

※ 詳細は、別添「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等を参照のこと

2 提出期限及び提出書類

(1) 2019年9月9日（月）正午までに豊岡市社会福祉課へ提出

① 様式1 令和2年度障害者（児）施設整備等計画一覧

② 様式2 障害者（児）施設整備等計画書（個表）

(2) ヒアリング時の提出書類

※ 後日お知らせします。

3 その他参考事項

(1) 提出いただいた調査結果に基づき、10月以降にヒアリングが行われる予定です。
（日程は後日通知）

(2) 本調査はあくまでも県が整備計画を把握するためのものです。

県及び市町障害福祉計画との関係により、当該整備計画について、指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所として整備を認めない場合があります。

また、事業者が施設整備に係る補助を必要とする場合は、ヒアリングを実施した後、当該計画を国庫補助協議等の対象とすることかどうかを検討しますので、ご期待に添えない場合がありますので、十分ご留意をお願いします。

(3) 令和2年度社会福祉施設等施設整備に係る補助制度について

① 県補助金を見込む際には、参考資料の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等を参考に積算願います。

② 現時点では、県単独補助制度はありません。

③ 公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであり、本補助制度の対象とはなりません。

- ④ 令和2年度は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の一環として、「耐震化整備」事業に対して、緊急予算枠が設けられる予定です。次の整備内容に該当する事業は優先的に採択される見込みですので、該当の事業がございましたら、積極的に計画案をご提出ください。

- ・ 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物について、改築、民老、大規模修繕（耐震化（老朽化）改修）を行うもの。
- ・ 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物（賃貸を含む）を廃止して別の建物の移転（創設、大規模修繕）を行う。

4 問合せ先（兵庫県庁：代表 078-341-7711）

対象施設等によって問合せ先が異なります。

| 対象施設等 | 問合せ先 |
|--|---------------------------|
| 下記以外の施設等 | 兵庫県 障害福祉課 障害施設整備班 |
| 1（1）のうち 就労移行支援、就労継続支援、就労 定着支援 | 兵庫県 ユニバーサル推進課 障害者就労支援班 |
| 1（3）のうち 盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚 障害者情報提供施設 | 兵庫県 ユニバーサル推進課 社会参加支援班 |

5 参考資料

- （1）障害者（児）施設整備の手引き
- （2）障害者施設整備費補助協議事前審査事項
- （3）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
- （4）兵庫県健康福祉部補助金交付要綱
- （5）社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて
- （6）社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
- （7）社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
- （8）社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて
- （9）社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて
- （10）生産設備の近代化にかかる国庫補助の取扱いについて